

**旅行業法施行規則の一部を改正する省令(案)に関する
パブリックコメントの概要及びこれに対する対応等について**

御意見等

対応

<p>1 国内試験、総合試験のそれぞれにおいて、「法及びこれに基づく命令」についての知識」及び「旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識」の科目についても、当該科目について合格水準に達した者については次年度の試験を免除すべき。</p>	<p>「法及びこれに基づく命令」についての知識」及び「旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識」の科目については、旅行契約に関する事務の管理及び監督を行う上で根幹をなすもつとも重要な科目であるとともに、旅行業法令、約款等は必要に応じて見直しが行われるものであるため、常に最新の正確な知識が求められています。 このため、「法及びこれに基づく命令」についての知識」及び「旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識」の科目については、免除の対象としないこととしています。</p>
<p>2 この省令改正により、旅行業務取扱管理者試験の合格率が過度に上昇しないよう配慮すべき。</p>	<p>免除対象年度を「次年度に限」っていることから、合格率が過度に上昇することはないと考えています。</p>
<p>3 この省令改正によって拡充される免除科目については、いずれも免除対象年度が「次年度に限」りとされているところ、現行の制度では、国内試験の合格者は総合試験の「国内旅行実務」の科目を免除対象年度を限りやせずに免除されており、受験者にとっては混乱を招きやすいため、将来的にこれをどちらかに統一してはどうか。</p>	<p>試験制度の見直しは、旅行者保護という制度趣旨を踏まえ、適時・適切に行ってまいります。</p>
<p>4 旅行業務取扱管理者に選任する際に、直近5年以内に試験に合格していること、(JATA指定講習のような)有効期間延長のための講習を受講していること等の要件を段階的に付加し、旅行業務取扱管理者の最新知識取得向上の機会を増加してはどうか。 また、既に旅行業務取扱管理者として選任されている者に対しても、このような講習を定期的に実施してはどうか。</p>	<p>旅行業法第十一条の二第6項において、旅行者等が旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならないことを規定しているところである。</p>
<p>5 複数年にわたって受験する人を含めた見せかけだけの出願者数ではなく、旅行業界を強く志望する実質的な出願者数を増やすような施策を他にも模索することが必要。</p>	<p>試験制度の見直しは、旅行者保護という精度趣旨を踏まえ、適時・適切に行ってまいります。</p>
<p>6 旅行業務取扱管理者試験において、CRSの簡単な操作手順の課題や、受注型企画旅行の手配・販売手順の望ましい形、接客マナー、取引条件の具体的説明手順、トラブル発生時の適切な対処手順等を出題することにより、合格者が即時に実務に対応可能となるような試験内容とすべき。</p>	<p>旅行業務取扱管理者試験については、制度趣旨を踏まえた適切な内容となるように努めているところです。</p>
<p>7 生涯学習の一環として、知識向上を目的とした一般の方の受験数を増加するため、 ・日本旅行業協会が会員企業向けに提供する情報の一部を試験合格者個人にも有料で発信すること、 ・試験合格者が実施する個人旅行において、観光施設の利用等にかかる費用の割引を実施すること、 ・試験合格者に対して、写真付の「有資格者カード」を発行すること等の措置を講じてはどうか。</p>	<p>旅行業務取扱管理者は、旅行業法第11条の2に規定されているとおり、各営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全等についての管理及び監督を行う者であるところ、ご提案の内容は当該趣旨に必ずしも一致しないのではないかと考えております。</p>